# 西 較

# 任問題のいくつかの

との比較において考えてみたいこと、第二に戦争責 こうした問題を扱うのは一介のドイツ語教師には少 まり戦争責任の世代間継承の問題に少し触れてみた 任の問題がこれに直接かかわらなかった世代によっ 任の問題」を、 私の話のテーマ 西ドイツ社会への関心と共鳴現象を呈し始めまして、 したあの異様な自粛ムードに対する思いが、年来の 九月に天皇が病床に就いて以来日本列島を覆い尽く 々荷が勝ち過ぎた作業ですが、昨年(一九八八年) いこと、大雑把に言うとこの二点です。 てどのように継承されて行くべきかという問題、つ れ以来 軸に据えて日本と西ドイツを比較する作業を少し 「戦 |後における第二次世界大戦の踏まえ方| は、 類似した歴史的経験をもつ西ドイツ 第一にいわゆる日本の「 戦 争責

> ずつ 々大風呂敷を広げますが後ほど種々御批判いただけ た作業の言わば最初の未熟な所産でありまして、少 れ ば幸いと存じます。 進めるに至りました。 今回 の 問題提起はこうし

塚

譲

話の 受けたのはもちろんですが、戦中に国内外にあった 被害を被っ ではないかと思われます。 な意味ではるかに自己批判的に戦後を生きて来たの 総体的に言って、 の都度西ドイツと比較対照してみたいと思いま 責任の問われ方の特徴を三点に分けてお話しし、そ イツ人自身の批判勢力が戦後強い影響力を持ち、 進め方についてですが、戦 た周囲のすべての国々 西ドイツの方が日本よりも原則的 西ドイツの場合、 後日 から厳しい批 本における戦 判を

F

とを免 たず何 ょ とまず措くとしても、天皇が は の帰せられるべき存在であったはずです。 べき統治権については一応立憲君主的であるからひ を見ても、 めぐっては ります 高 て責任を負う機関を持し を直 責任 てい 者であり、 責任者というと、 って法律上の責任は問 統 後 の が 的 日本に が 帥 意味で が、 者の あり に |接的に行使しまたそれに応じて究極的 れなかっ .者の制肘をも受けなかった統帥権 たことも忘れられ 権の独立」) (第 には君主 天皇は主権者として統治権と統帥 責 ŧ 西ド 色々な議論があります。 確 お 中。 任 次大戦後のド ける戦争責 事 本来国務大臣の輔 かに天皇に た」(家永、 実外国から戦争責任を追及され 無答責の規定 が曖昧にされ イツ社 议 については「専 まず第 上、 えないとしても、 ては 最 任問題の第 (家永三郎『戦争責任』) 主に家 高責任が イツ皇帝ヴィル 一に天皇 百 たということです。 なら (帝国憲法第三条) 「輔弼者として代わっ り 書) 弼によって行 強 永参照 ないで 靭 以上、 制君主であるこ しかし帝国 あったか否か ということに な自浄能 の特徴  $\widehat{\wp}$ 国 確 天皇は主 ヘル 際法上 な責任 いわゆる は、 わ 力を か 権 た君 に国 の総 憲法 ムニ れる に を な 最 最

れて日 とだ、それが人間 おいて一端判を突いてしまえば、「だまされた」だ 具体的 名において家を焼かれまた殺され、 負傷し命を失い、 天皇の名において人々は戦場 なければならない、 のどんな弁解も通用せず、 の「事情をよく知らなかった」だのといった後から 心を衝くことを述べております。 シリー のです(一九七七年、 市民運動 たことは自明です。この点について小田 詔勅にも署名しなければあのよう戦争にならなかっ を云々するまでもなく、 も事欠きません。 って決定を下したいくつかの事 実 また常に最 八です。 ズ1)。 本 な 家) 事例 Ò 駆 ŋ 植 り出され 結果責任 !民地の天皇の赤子となったことは動か はハンコを押すことに譬えてズバリ核 に 天皇の名において戦争が開始され、 新の 照ら L 戦場となった国 生活の常識というものだ、という 天皇の戦争責任もこれと同じこ 人々の中には、 かしながらこうした具体的 情報に接し て は自明です。 法学セミナー増刊・ 天皇が 結果責任を甘んじて受け に駆り出されて殺戮し てい 実が 開戦に同意せずま Þ つまり日常生活に が の人々 あまりにも理不 天皇の名におい 時には国を奪わ 知ら たという証 自らの 実 れ は天皇の 意思 総合特集 ていま (小説家 に

たに 果が 兵士が含まれていると言わ て れ お とですから、 や天皇自身の意思の発動を示す証 説 れたわけです。このことだけを取っても、 され がら 個 ていますが、 v 7 風 の ルク原則によって極刑 よる る命令に対 て干名に おりま 訴 あ の 0 もかかわらず、 意思の働く余地の無い た朝 る、 人間 責任回 任 という考えであり、 追が辛くも回 見て一〇〇万人の 天皇の存在は対 査によると国民の 軍 の 鮮 追 す。 というアメリ としても実に これについて口を拭っ 一避は一 人兵士、台湾人兵士を含む) 近 裁判であるい 及を受け その中には、人道的 い日 すなわ する服従を罰するい 自立 切通 本人兵士(日 避 た例 日占領 され 5 八割 カの 他 将兵に相当する治安維持効 無節操と言うべきです。 用しない した意思の持主として裁 れてい わ た事 絶対服従を強 に が ま の 処せられた多くの ゆるBC あ 政策遂行上 近く 政 たアメリ 連 合国は りま 実は 治的 ま が 本人兵士とし 拠もあるというこ はずです。 す。 す。 判 ているとすれ わゆるニュ に明らか 天皇 か 級 力 お な 断 つまり いら 戦 個 で お り に の の が 戦略 天皇機関 ŧ よって天 む 広 K 処 まし れてい に 処 の 刑 ギ ね < 彼ら て召 訴追 1 誤 刑 判 知ら 連 Þ 的 に 3 般 つ 合 観 ば て か ル に

> す。 けで、このことと、 の裁きの して来た最大の かったこととが、 日 ĺ して 出 政治的 本国民自身の手による公的な - 
> 完帥 来な ず お かっ 判断によっ 席に着くことなく、 ħ に り 最終判 ました にしても、 たので止 要因のように思われま 断が が、 日本人の戦後精神の荒廃 さらにそれに付け加 て戦争責任 天皇 委ねられ む 7 無 メ IJ は 東京裁 ア 占 カ たと言 責任追及 の X 領 政 リカの占 追 軍 府 判とい 及から免 司 部 ず。 われ 令官 内で が え をも 意思 行 てその後 領 う て れたわ 政 剖 お ッ わ たら ŋ 策 れ 力 統 な

サ が 成

東条以一 ろ東西 りわ これ 五名のA級 一九四六年から一 日 日)には岸信介、 政 I本の を 級 冶 け は、 戦犯 西 的 極刑に処せられ 下が 民 側 両 ア 一陣営の 主化を推 絶対平和 容疑者が 軍 陣 X 営 処刑され IJ 戦犯容疑者が有罪判決を受けましたが 事 力 的 組 対 の 意 九四 当初 不 児玉誉士夫、 主 図 み 立 し 入れ 養的 起訴 た翌日 の 進 が 1八年に. 激 め た東条英機以下七名を含 事 の意図が大幅 な立 ようをした • 態を左右したことをあ ようとするなりふり 化 の 釈 (一九四八年一二月二四 中で出 放となっ 場から戦 か け 笹 ての東 川 良一ら一 来るだけ早く日 に 連 後退 合国 争 て おり /京裁 犯 側 罪 を裁 九 の、 ま 半1] 名の むニ す。 から に لح き

た 皇 ことですが、最高責任者たち自 意 か 間 としては、一九四六年一月一日 外の何ものでもありません。 回避するための 任 に とは困難でしょうが、 争に自ら手を染め を訴えました。確 することによって保身を図ったと見られ を 0 げられます。これによって天皇は、 沖縄を除く日本全土を隈無く 1付け込んで一般国民に共同責任を求めるのは、責いは困難でしょうが、しかし最高指導者たちがそれ 『員されたという被害の側面のみにとどまらず、 0 ま 天皇 図ったわけです。 の 12 『を除く日本全土を隈無く訪問した「巡幸」が挙をした天皇が同年二月から一九五四年にかけて わり付く「現 重さの決定的相違 九四五年八月二三日)で国民 族 ケースが い物語っ が首班 発する最高責任者たち 「平和天皇 • 東 ておりま あ 極めてたちの ります。 久迩首相 たという加害の かに多くの国民は戦争に一方的に 神一 つまりこれは、 す。 とし から言 のイ は組閣 例えば敗戦処理 てイ もう一つの典型的な例 悪い の 上はアメリカ × っても、 責任 メー しジ に 自身が 後 ij 側面から免れるこ に 論理のすり替え以 最初の ゎ 敗 の を払拭し、 国民世論の ジ・チェイ 「一億総懺悔」 責任 ゆる 曖 戦以 自らの責任を 昧 記者会見 を曖 に る の 化 前の戦争 「人間宣 と当たっ いくつ 政 味化 いう 戦争 戦

> 責任 なる公的な責任追及作業の欠如等といったいくつか 妙な責任追及の回避、 する露骨な免責措置 アメリカ側の政治的意図による最 たと言われております。こうして日 止めて来たように思われます。 認識や社会の民主化をきわめて不徹底なものに押 確に追及されないまま今日に至り、 の要因が重なって、 て大胆にして巧妙な政治的パ 本に 追及の気運を芽のうちに摘み取 新 たな 地 歩を獲得するため 最高指導者たちの戦争責任が明 さらには日本国民自身の手に 最高指導者たち自身による巧 フォ 高指導者たちに対 0) り、 そのことが戦争 本の場合には ーマンスであ 天皇によるきわ 併 世 7 戦

め 日

# 

うか。 たいわ ききれ 裁判、 な裁判が行われたことです。第一に日本の東京 これに対して西ドイツの場合にはどうだったでしょ 追及した「非ナチ化裁判」、 と並び称されるA級戦犯を裁 何と言っても一番大きな違いは、 範 ゆる継続 な 第二にニュールンベル な国民 かった重要戦犯をアメリカ占領地区で裁 裁判、 にナチスドイツ時代の身の処し方を 第三に 第四に周辺諸国 各占領地区ごとに行わ ク裁判終了後そこで裁 U たニュー 各級の多様 ルンベルク 一が独自 判 15

余曲 供に まで続く国 ま 挙げられると思い を占めて えて来たものとしては、 を保ち続けているその るに止まらず、 7 って、これらの 図 ŧ てもいるように思 判」、 1 わ 時効が廃 で から 体 日 によって げかってナチスと闘っ そ理 折を経て一九七九年にナチス殺 まだに注ぎ続 本 く西 た戦犯 の た現今の 同 再生といっ か 以上五つが なり後 様に東 想化 来たこと、 功 訴追 止されたことが 績がきわめて大きいこと、 内 ۴ 裁 イツ 裁 するつも 判に 西ドイツ自 事実は、 を支えて来た「ナチス犯 判 以退した 戦争責任 西 自 いけてい |冷戦 た日 わ ま あるい つい 身の れま 挙げられ す。 強靭な主体性をはっ 五. 面 の りはなく、 本とは根 す。 る監視の目 関 て言うと、 手に に 一論の在り方、 が 激化にともなっ もちろん西ドイ 例えば政治的 あ 係 大書特筆され 講 はマスコミの文字通 た人々が 身が過去への になる「 ま そしてこの主体性 諸 和 っ す。 国が西ドイツに対し 本 たことは 各級裁判 的 ーナ 特に 戦 の 人 立 に チス 4後政治 信条の ま 異なる事情 厳しさを物語 犯 報 第二次大戦 て当 るべ 罪に た幾 今日 罪 の 第 反省の姿勢 ツの 否めませ 追及 きり示し 五 蓄 犯 に 、きであ に 多のの つい 初 お の 左 積 0 事 今 つりの 中枢 右を を支 セン 情 追 至 の意 1) 紆 日 て 提 及 る が て を

> かに道 点で日 を歴史 た点 責任 ること な の と去を葬 台頭 Ü ま え は の でじょう。 Î |本の といっ 方 義 日 重 ŧ ŋ 的 本の場合と本質的に異なる点であり、 さに応じた裁きの 周 の 歴史意 つい なけじめ 去ろうとする新保 知 他  $\tilde{o}$ た危惧すべき逆行現象が <u>の</u> 事 て 残 ŧ 識 実です。 虐 行為に を知らないものと言わざるを得 は 西ド っ Ĺ 席に イツ よっ て かし多くの 守主義やネオナチ の っ の そ 着か ナ 7 相 チスド 対 ね れ と比 ば 化 ならな 部に見られ 玉 1 すること べて 民 ツ の が はる その ズム かっ 行 の

## 四

来な す。 禍に ばなら 的 日 か珠 洋 に お に 本 け 湙 争史 かっ ての太平 作用していると考えられ 陥 の 日 ない 戦 搫 本のアジアに れ て連合国、 争責 たことについ たアジ から 観」に立って、 の -洋戦 は、 任 九四五 ァ 問 が諸国に 日 特にアメリカ 争中の日 題 対 本がそこを侵 の第二 年八 て する戦争責 は、 対する責任 月 九四 の 本の 特徴 ま ţ١ が、 す。 くつ 戦 莊 争犯 とし 年 任 略 日 第 か (J が 0 L の 二月八 の 充 放 戦 無 わ て 罪 分取 ゅ に 要 棄 争 挙 条 東 に る 因 の げ つまり 件 5 問 ょ 京 が な 降 日 る け 太 複 れ 題 伏 0 平 合 て n 真 で

げら と密接 争 の り 争に 国に対する戦争犯罪が充分に追及され た 裁 W に陥り、 数判とは と思わ <u>र</u>े • のアジ の 日本の対外的な戦争責任の 史 まで至る一 九三一年の 犯 て以来すでに定着し た西ドイツの たことが挙げられま んは、 れま (観」というものがあり、この 罪 果アジア諸 IJ の が 営の一 第三に に 力 解 す。 被害を被っ は、 ァ 諸 このアメリカの 違っ とても充分な戦犯 結び付いていると考えられ ħ 国 ます。 明 の 先の大学 て「人道に対する罪」 連の戦争と把えるい 満州事変から一九 が 要 員として安定させ 講 玉 日 かなり抜け落ちてしまっ 国 求を押 本のアジ 和条約締 場合とはこの点 が [を舞台とした侵略戦争に 戦後 東京裁判では、 戦については、 た戦争犯 す。 さえ込む形で大幅 直ぐに独立 た感 ア諸国 狭 結 周囲 裁判を行う余裕 (J の があります ・史観の 際、 全貌は明らかにならな 罪 を中 四 に対する賠 ることを望ん か を独立国 五年 史観 なり事は ニュールンベル わ をめぐる 日 ます。 鶴 一本を が ためにアジア諸 ゆる「一五 心 問わ 'n 見 なかったこと に立たない 的 が、 日 たことが 俊 に 情 に囲 に おける 温償負担 第二に多 本 日も早く が など無か 内戦状態 n 軽 まれ Ó 異なり な が 減しま でい かっ れ 年 敗 ク 戦 唱 举 限 戦 を を た 7

> がって 市場開 れては れ 减 L し が転 たので、これ され た 滅ぼしをし が、 ならない じて新たな罪を産み落としたという現実 いるという現 拓 た そ 賠 の 値にし 機会を提供し現 の ない ため が でしょう。 そのまま日本企業に願 ても役務と生産物に 結果となりました。 日 **外実、** 本はアジア諸 つまりはささやかな罪 在の経済的支配 玉 に よって支払 第四にこの 対し って て充 に も つつな 入も忘 滅 無 分 ぼ

罪

ます。 とです るい ような 責任が 一般の すが 場合によっては 以上のようなわけでアジア諸国に ジ 出 で 分 ア諸国 メリカ 来ます。 (逆に言うと日 るため くつかの見過ごしには出来ない が、 アジア諸国に対する罪の 政 第 責任放棄と密接に きわめて不徹底な形でしか果されてい 治 に対してであるというおかしな の 一には日本人の 第二には、これも歴史意識にかかわるこ 抵抗によっ 日 的に作られ 本の後発の帝国 明 治以 全く放棄されているのですが、この 本 来の が 2負けた て敗北したという認 た「無知」も手伝 歴史意識 結び付いていると考えら 一脱 亜 の 主 入欧 義、 は連合国、 意識の希薄さが に 対する日 植 関係することで 重要問題があり 風 民 「って、 の 自己満足) 地 とり 主義 無 本 な の が 限 国民 不充 がア r.j 指 戦 か

は、こ 取り が ら いものの、 済的な従属関係の中にあって表立っては批判出 に ります。 湾人軍属補償問 として作用することが懸念されます。 るはずで、この内向した不信感は今後の日本とそれ 7 ~あり、 て残存したままであるように思わ 諸国との関係における重大な潜 たことに対して内向した根強い不信感を抱 かかわりますが、 向とそれと表裏を成す 残留朝鮮人問 組んでは n いずれ 第四に、 は現実の政 日 来ずむしろそれを経済的 本が原則問題として自らの も早急な政治的 題 といっ 題、 アジア諸国 治的 アジア諸国 韓国人被爆 たいわゆる戦後責任の 道義 アジア蔑 の は、 日本認識 解決が求められ 的 者救 問 在的 題 れます。 日 ですが 一本に対っ 済の マイナス要因 支配の梃に使 戦争責任に ということ が する経 題、 陋 ιj 問 てい 一来な てお 古 台 題

翻って西ドイツの場合を見ると、 独立した近代国家であって、 に自らに対するナチスドイツの戦争犯罪を裁 た西ド それら諸国の絶えざる批 またそれら 経 済的 自 身も主体 戦 勝諸 トナ 1 国 的 でもあ は 原 判の目に 司 時 戦 則 的 つ に 後直ちに各国 周 に たので、 戦後西ド 囲の 過去の克服 晒されており、 戦 西ドイツ 1 勝 ッの W が 諸 たこ 独自 に取 玉 政

> 原則的に、 の り と思われます。 ップが構築される方向で推移して来たと言ってよい 清算という点に関しては日本に引き比 んで来たこと等を考えれば、 す なわち全く新しい 対等なパ 近 隣 諸 元べて遥 国 トナ との ſ か 過 シ

# 五

論が に戦 やにしたこと、 して挙げたこと、 いう点です。 争体験の整理の仕方をめぐる問題です 日 の びざるを得ないように思われま () つまりアジアに対する加 ろうとせず、 的 1本の戦 つながりがあると思いま ちろん大部分の国民には加害者の側 面 か 争に 的 が 般 あっ な戦争体験の総括は次のような論 物 対し に被害者意識に閉じこもったものであると 争責任問 理 たことは否定出来ない 的 逆に この て被害者の および今述べたば 強 制 つまり最 詭弁を弄して責任の所在 傾向は、 題の第三の 動 員 浩客認識( つされ 面 冒頭の・ す。 高責任者たちが と同 特徴 た被害者 す。 すな の 時 方で第 は、 欠落との かりの第二の特徴 でしょ に多少とも加 いわち、 確 が、 玉 の 面 か う。 に 理 一の特徴と 民 側 よりは 責任を 国民 戦 両方に深 をうやむ 構 日. 面 造を 「本人の 争 0 精神 0) 体 方

ます。 うに、 ょう。 義を志向しない、 争 題全体に目をつぶって来たと言えます。こうした戦 及される気遣 付けようとせず、 性とはおよそ無縁な、 争の総括から現出して来るのは、 対する加害認識の全国民的な欠落が象徴し (ま) またその反面、 を取ろうとしないので、 傷 体験論であろうと思います。 かに大きかっ 歴史的・社会的・政治的な視野の広がりや能 (=被害) ぜになった不毛な戦争体験論であろうと思い 国民の側でも自らのそれを含めた戦争責任問 にもかか U は は癒され 国民一般 わらず最高責任者たちが一向に その 泣寝入りと居直りの綯 全くなかっ 意味では 被害者意識に閉じこもった戦 国民一 0 ようもありません。 動 加害者としての たので、 責任問題にけじめを 難 根底にお 般 内向する戦争体 の物心 事実であ アジア諸国 いて社会正 両面にわた (な) ているよ 側面も追 しかし りま い交 責任 験 動

これに ズムスが謳われ も国家存立の基本方針として反ナチズム、反ファシ 対して西ド ており、 -イツの 過去への反省が公的営みと 場合を見てみると、 そもそ

> 去の 本の問題点を浮き彫りにするために政治的な変革に結び付いて来たと考 これらのことから言える一 じめとする各種記 大筋に間違いは を多少理想化 統となっており、 では自らの加害の 未来への戒めとする営みが の に教えており、 言えましょう。 継 イツ時代の歴 承に努めておりま 復活を策動 ・単純化しすぎたきらい それによって過去 とりわけ西ドイツの学校 史的 無いつもりです。 する日本とは大いに だからこそ戦争の総括が社 側面を直 念日には、 付いて来たと考えられます。 真実を段階を踏 す。 番重要な点 続けられ 視する姿勢が また開戦 過去を反省的に回 への 西ド てい P  $\lambda$ は、 、敗戦の なっ 反 で包み隠さず はありますが 〈省の 穴では イツの 国民的な伝 るようです。 西ドイツ て 次代へ 日 ナチス 1,5 一顧し をは る

最後に ツゼッカー 方も少なくな まり戦争を直接経験しなかった世代にとっ うと思います。 責任の問 問題に触 今後の課題」 大統 W 領が一 まず と思われますが、 れ ておきたいと思い 九八五年五月八日の四〇回目 戦争責任の世代間継承」、 少し触れ 西 て話を締め |ドイツのヴァイ ま ず。 ての ご存じの 戦

して行われ

てい

る点は、

政府与党が先頭に立って過

去

真実を隠蔽し既成事実を積み重ねて搦手から過

は周知 ドイツの多くの州 を呼び起こし、 しかしドイツ人である以上「全員が過去からの は直接手を下さな 党・文部省が、 代世界において、 とを強く示唆しております。 しをすることによって世代間分断を図って来たこと 念ながら全く逆に、 であろうと思われます。 明な市民を輩出するうえできわめて重要な公的課題 の問題は、 実を直視しそれを踏まえた行動をする責任があるこ いる」と述べて、いわゆる戦無派世代にも過 に関り合っており、 その中で大統領 念日 特に俗に 1に行 過去の真実に対して若い世代に目 多くの 社会的 かったのだから明らかに罪は で教材に採用されたりいたしまし った演説は、 歩は、 国 過去に対する責任を負わ むしろ愚民をこそ欲する自 玉 しかし日本においては、 戦争を経験していな 「際化の時代」と呼ば Þ • で 国際的洞察力を備えた賢 翻訳が 戦争責任の世代間継承 世 |界的に大きな 出版され つされて れる現 と去の真 たり (,) 帰結 無い 世 隠

ては に、これで本当に最後になりますが、 おります ます。 任の公的確 戦争の最高責任者たち、 p はり今後の 認」ということが、 最重要課 とりわけ先の 遅きに 題であろう 昭 和 失し 天皇

の事

実です。

Ĺ という理解が、 だす術もありませんが、「天皇に戦争責任があっ を持たない今の世の中を作って来た元凶の 体を歪め毒して来たことは紛れも うございました。 識として確立されて行くことが、 われてなりません。今となっては直接責任を問い を軽んじ、 でしょうか。そのことが、社会正 行く所以であると信じます。 隣人として他国からも迎え入れられるようになって 本来の意味で主権者となって行き、 を取らなかったことが、 泣寝入りと居直りがは に 責任を明らかに 公的な認識として、 į 長い 戦 そ びこり、 間ご清聴ありがと 日本国民 義 無い真実ではな いわば また信義を尊ぶ の 後日本の (社会的公正) 言葉が力 が言葉の 玉 ように思 民の常 ふ さわ た た

干加筆 市の 市 等 [付記] この小論は、 (献を明記しなかったが、 民の集い」にお の 恩 道 恵を被っていることを付記しておく。 訂 新 ホー 正を施したものである。 - ルで催 (J て された「8・ 一九八九年八月 筆 非常に多くの文献 者が行っ 1 部を除いて参考 5 た問題提起に若 戦 一五日に 争を考える 論文  $\sqrt{}$